

介護職員等の喀痰吸引等研修（特定の者対象）：第3号研修のご案内

安全で適切に痰の吸引を行うことができる介護職員を養成するための研修です。詳しくは、募集要項をダウンロードして、ご確認下さい。

■実施日：2017年10月28日（土）午後1時～7時30分、

29日（日）午前9時～午後13時00分

■場所：北里大学病院（南区北里）

■対象：事業所に所属している介護職員（医療機関従事者を除く）

■定員：24人（選考）

■申し込み・お問い合わせ：8月31日までに、募集要項に付いている申込書を直接か郵送、ファックスで北里大学東病院トータルサポートセンター（〒252-0380 南区麻溝台2-1-1
TEL：042-748-6017

FAX 042-746-8902

【 募 集 要 項 】

介護職員等の喀痰吸引等研修（特定の者対象）

1. 研修目的

平成 24 年 4 月「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正に伴い、一定の教育を受け、修了した介護者は、一部医療行為を実施することが認められました。この研修は喀痰吸引等の医療行為を、地域で暮らす重度障害者等に対し、業務として、安全に的確に実施することができる介護職者を養成することを目的として実施するものです。

2. 実施する研修課程

第 3 号研修（特定の者対象）

〈認定する行為〉

- ・ 口腔内、鼻腔内および気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ・ 胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養

上記のうち、特定の対象者が必要とする医療行為で、実地研修を修了したものに限りま

3. 研修課程の流れおよび修了証明書等の交付

① 基本研修 講義 講義後知識確認テスト

② 基本研修 演習

上記①②を 2 日間で行い、修了者には「基本研修修了証明書」を発行します。

③ 実地研修

実地研修実施機関の「指導看護師（注 1 参照）」による指導のもと、特定対象者に対する研修をうけていただきます。

④ 修了証明書の発行

実地研修終了後には、「修了証明書」を発行します。

修了証明書は、県の「認定特定行為業務従事者認定証」交付手続きに必要です。

4. 研修対象者

① 介護福祉士、ホームヘルパー 1 級・2 級の有資格者（いずれか）

② 介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所等に従事している者

③ 所属施設、事業所の責任者又は管理者の推薦が得られる者

④ 所属施設、事業所が、損害保険（実地研修用）に加入していること

以上①～④までのすべてが整えられている方。

*すでに、行為対象者が決まっており、実地指導機関が決定していることが望ましいですが、今後の業務で実施の可能性がある場合に、基本研修のみ受講しておくことは可能です。（その場合、実地研修対象者が確保された時点で、当機関で当該実地研修を受講する必要がありますので、その旨を申し出てください。注 1 参照）

5. 実施日および受講定員

平成29年10月28日(土) 13:00~19:30

10月29日(日) 9:00~13:00

定員24名

6. 募集締め切り

平成29年8月31日(木)

7. 申し込み方法

別紙申込用紙に必要事項を記載のうえ①②のいずれかで申し込みをしてください。

宛先：北里大学東病院 トータルサポートセンター

喀痰吸引等研修担当

① 郵送：〒252-0380 相模原市南区麻溝台2-1-1

② FAX：042-746-8902(原本は、受講時に提出していただきます)

8. 受講者の決定

- ・応募が定員を超えた場合には、受講をお断りすることがあります。
(その際には次回以降優先的に受講していただけるよう配慮致します。)
- ・1事業所から複数の申込みをする場合は、優先順位をつけてくだされば配慮致します。
- ・受講の可否は、受講決定通知書の発送をもってお知らせいたします。

9. 研修会場

基本研修 講義 北里大学病院

基本研修 演習 北里大学病院、北里大学 スキルスラボ

実地研修 対象者のご自宅等

10. 受講料等

受講料：5000円+テキスト代(税込：2700円見込み)

・テキスト購入希望の有・無は、別紙「受講申込書」の該当欄に明記してください。

*テキストは厚生労働省のホームページからもダウンロードできます。

11. その他

本研修の受講申込書に記載された事項は、個人情報保護の規定に則り、適正な管理を行い、当研修機関の研修以外に使用することはしません。

12. 問い合わせ先

北里大学東病院 トータルサポートセンター

喀痰吸引研修担当 伊勢田(イセダ)・御園生(ミツウ) TEL：042-748-6017

(注1)

「指導看護師」が決定しましたら、北里大学東病院トータルサポートセンターへご一報ください。実地指導開始前に、こちらから「指導看護師」が所属している実地研修実施機関へ連絡を取り、指導要綱の説明、実地指導の方法・実践・評価方法・注意事項等の説明を行います。

